鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザルに関する公告

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和 5年 11月 21日

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

- 1 公募対象事業
 - (1) 公告番号 鹿島地方事務組合公告第 45 号
 - (2) 事業名称 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業
 - (3) 事業概要 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業仕様書のとおり。
- 2 公募説明書の公表
 - (1)公表場所 鹿島地方事務組合ホームページ

http://www.kcr.or.jp/

- (2)事業期間 令和6年2月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで
- 3 応募資格

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「4 参加資格」のとおり。

- 4 参加表明書の提出
 - (1) 受付期間 令和5年11月21日(火)午後1時から令和5年11月30日(木)正午まで
 - (2) 受付場所 下記「9 担当部署」で受付
 - (3) 提出方法 受付場所に郵送又は持参とし、受付期間内に必着すること。
 - (4) 提出書類 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「6 参加表明書の提出」のとおり。
- 5 質問書の提出
 - (1) 受付期間 令和5年11月21日(火)午後1時から令和5年11月27日(月)正午まで
 - (2) 受付場所 下記「9 担当部署」で受付
 - (3) 提出方法 質問書の提出方法は電子メールのみとし、電子メールに質問書(様式2号)を添付して提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。なお、電子メールの件名は「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザルにおける質問」とすること。
 - (4) 提出書類 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「7 質問の受付及び回答」のとおり。
 - (5) 作成要領 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポー ザル実施要領「7 質問の受付及び回答」のとおり。

6 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間 令和5年12月 1日(金)午後1時から令和5年12月8日(金)午後4時まで
- (2) 受付場所 下記「9 担当部署」で受付
- (3) 提出方法 受付場所に郵送又は持参とし、受付期限までに必着すること。郵送で受付期間内の消印でも受付期間内に受付場所まで送達されない場合は無効となる。
- (4) 提出書類 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「8 企画提案書等の作成及び提出」のとおり。
- (5) 作成要領 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「8 企画提案書等の作成及び提出」のとおり。
- (6) 非FIP分の最低見積限度額 非FIP分の最低見積額は10円/kwh (税抜)とし、この金額を下回る見積額を提示した事業者は失格とする。また見積額は小数第2位まで表記すること。

7 候補者の選定方法

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業に関する公募型プロポーザル実施要領「9 審査方法」のとおり。

8 その他

- (1) 公告後においてやむを得ない事情が発生した場合において公募手続を延期、中止、又は取り消すことがある。
- (2) 応募に関して応募者が要する費用(延期,中止,取消し時も含む)は,応募者の負担とする。

9 担当部署

鹿島地方事務組合 施設整備課

〒314-0141 茨城県神栖市居切660番地3

電話 0299-90-1266

FAX 0299-92-1434

Eメール sisetu@kcj.or.jp

ホームへ。ーシ゛ http://www.kcr.or.jp/